

福山市監査委員告示第12号

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定により実施した監査の結果に係る措置について、同条第14項の規定により福山市長及び福山市教育委員会教育長から通知があったので、同項の規定により公表します。

2025年（令和7年）10月27日

福山市監査委員	小葉竹	靖
福山市監査委員	日下	真吾
福山市監査委員	奥	陽治
福山市監査委員	八杉	光乗

2024年度（令和6年度）監査における指摘事項の措置通知

教育委員会 管理部

指 摘 事 項	措 置 内 容
教育総務課 市立学校・図書館資源物売払について 当該業務は、資源物の再資源化の促進を目的とし、市立学校及び図書館から排出される紙類・金属類を売り払うものである。 業者選定に当たっては、多数の排出品目の売払いに対応でき、市内に複数の営業所を有する業者と随意契約により実施している。 [指摘事項] 売払いに係る報告の確認に不十分な点が見受けられ、また売払代金の請求が遅延した事例があったため、確認に必要な書類が漏れなく提出されるよう各学校等と一層連携するとともに、受注者から確実な報告がなされるよう指導されたい。	[指摘事項] 事務手順書を作成し、学校と受注者からの提出書類の内容の確認と突合など、当該手順書に基づき、複数人で確認しながら事務処理を進めている。 また、2025年度（令和7年度）の初め、全学校に資源物の取扱いについて、改めて事務処理の流れを周知するとともに、受注者には取引量の適切な報告を指導した。